

〈実践報告〉

中等教育実習生（社会科・地理歴史科）の 授業力向上を目指す「教職実践演習」

土井 進・吉森 丹衣子

要約

本稿は、教職課程を履修している学生の授業力の向上を図るために、4年次後期の「教職実践演習」におけるグループ討議、ロールプレイ、基礎知識確認小テスト、そして「学びの軌跡の集大成」としての「教育実践記録」10頁を執筆し、『淑徳大学人文学部の教職課程研究』第2集に結実することを目指した実践報告である。授業力の3要素は生徒理解力、教材開発力、そして教師自身の資質能力であるといえる。このうち本稿においては、教師の総合的な人間力（資質能力）として文部科学省において設定されている30項目に着目し、学生がその中から自己評価の低い項目を5つ、高い評価を5つ選んだ。そして、その項目の達成度を図る指標を踏まえて、学生たちがグループ討議の論題を自ら設定し、グループ討議をしたあとに200字小論文にまとめた。

授業力の向上を目指した模擬授業については、田中洋平・土井進『師道塾』における実践的指導力の基礎の錬磨—中学校社会科・高等学校地理歴史科の模擬授業を通して—（本誌第3号）に詳述した。

キーワード

中等教育実習生（社会科・地理歴史科） 授業力 学習指導要領 学習指導案 教職実践演習

1. 本稿の目的

淑徳大学人文学部の教育実習は、2年目となる平成30年度に16名が教壇に立ち、9月25日に無事終了することができた。学生にとって大きな試練であった教育実習を乗り越えることができたことは、関係者の一人として大きな喜びであったが、それとともに大学における教職指導の至らなさに直面することになった。中等教育実習生が、生徒の前に立ち授業の実践者となることによって見えてきた自らの課題を自覚し、不足している知識や技能等を補い、その定着を図ることが教職科目第6欄に位置付けられた「教職実践演習」の趣旨・ねらいである。

昨年度の「教職実践演習」は集中講義方式で、後期の1月に行われたため、慌ただしさの中で一日に4コマを消化するという方式であった。これでは不足している知識や技能を補充する十分な時間的ゆと

平成30年9月24日受理

どい すずむ：淑徳大学 人文学部 教授

よしもり たえこ：淑徳大学 人文学部 助教

りが取れなかったので、今年度は後期の時間割に位置付けて、じっくりと資質能力の補充・深化を図ることとした。

本稿は中等教育実習を終えた16名に対し、全学年を通じた「学びの軌跡」を振り返り、表3.「総合的な人間力(資質能力)を判定する30項目の指標」の中から、最も低い「1」評価を5つ、最も高い「5」評価を5つ、選択する方式で自己の資質能力を評価させた。それに基づき「1」評価の項目に対してどのような手立てで補充・深化を図ったか、また学生が、「5」評価をつけた項目をさらに磨きをかけ、伸ばすことによって自信にまでつなげるためにどのような手立てを講じたか、について報告する。

この対策によって学生の気づきや学びにどのような成果が見られたか、を明らかにすることが本稿の課題である。

2. 淑徳大学人文学部の「教職実践演習」の趣旨・ねらい

文部科学省からは、「教職実践演習」には教職の根本である次の4つの事項を加えることが指示されている。①使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項、②社会性や対人関係能力に関する事項、③生徒理解や学級経営等に関する事項、④教科内容等の指導力に関する事項である。この4つの趣旨・ねらいを踏まえ、本学部教職課程の実情を考慮して、以下のような趣旨・ねらいをもってこの授業を実施した。すなわち、卒業と同時に教職に就くことだけを目標とするのではなく、将来的にいつ教職に就くことを要請されても、きちんと対応できるだけの知識や技能の定着を図ることを目標とした。

この授業は、教職科目の第6欄に位置づけられ、教職課程の最終科目として学生の質保証を担う大きな責任を負っている。この科目を履修することができると、3月の卒業式において卒業証書とともに、東京都教育委員会から「中学校教諭一級免許状 社会」と「高等学校教諭一級免許状 地理歴史」が授与される。このことは本学における学びの大きな証であり、誇りであると言ってよかろう。それと同時に資格付与にともなう社会的な重い責任を自覚することが求められる。

第5欄の「教育実習」の上に位置する第6欄の「教職実践演習」であるから、教育実習において求められた厳しい受講態度に勝る厳格な受講姿勢が求められる。そして、歴史学における卒業論文に匹敵する「教育実践記録」を執筆し、教職課程における「学びの軌跡の集大成」とすることが求められる。

3. 「学びの軌跡の集大成」としての「淑徳大学人文学部の教職課程研究」(第2集)の執筆

2 中等教育実習(3週間)での学びを柱にして、4年間の教職科目、教科専門科目(社会、地理、歴史、法律、社会学、宗教学等)、その他一般教養科目、教育課程以外の部活動やボランティア活動、アルバイト経験などからの学びを総動員して、4年間の自己の力量形成の歩みを振り返り、以下のような内容から成る「教育実践記録」を作成する。執筆に関する具体的事項については、授業の中で取り扱う。学生一人ひとりにとって、何が今後の課題であるかを明確に自覚することが重要である。

「淑徳大学人文学部の教職課程研究」(第2集)に掲載する「教育実践記録」の執筆要領は、次の事項を参考にして、各自が創意工夫を発揮して執筆する。

- ① A4用紙、40字×40行、10頁以内
- ② 全体のタイトル(12ポイント、ゴシック体)
- ③ 学籍番号 氏名(10.5ポイント、明朝体、右詰め)
- ④ 教育実習校名

- ⑤ 教育実習校の学校教育目標、担当したクラスの学級目標
- ⑥ 生徒理解の工夫
- ⑦ 教材研究の工夫
- ⑧ 研究授業として取り組んだ1時間分の学習指導案を修正し、さらに発展したものにする
 - 単元名と単元の構成(○時間扱い)
 - 本時の学習指導案
 - 授業後に行われた授業研究会
- ⑨ 『教育実習日誌』の振り返りによる学び
- ⑩ 「教職実践演習」「教育実習事後指導」における学び
- ⑪ 今後の課題
- ⑫ 参考文献
- ⑬ 提出締め切り 平成31年1月7日(月)、この日に4号館講師室の印刷機で40部、両面印刷してファイル製本する。ファイルには書名、氏名を書く。
(作成部数:4年生17部、3年生13部、歴史学科教員8部、図書館1部、予備1部 合計40部)

第2回「教育実習報告会」(平成31年1月30日)には、板橋区教育委員会から講師の先生をお迎えしてご指導を受ける。

4. 淑徳大学人文学部生の「中等教育実習」における研究授業

表1. 平成29年度、教職課程履修学生14名、教員採用試験受験者5名、教職関係就職者3名

	教育実習校	担当教科(科目)	研究授業・本時の主題
1	岩手県公立高等学校	地理歴史(日本史B)	民衆と土地政策
2	栃木県公立高等学校	地理歴史(日本史B)	民衆と土地政策
3	栃木県公立高等学校	地理歴史(日本史B)	地方官衙と「辺境」
4	千葉県私立高等学校	地理歴史(日本史B)	平城京の繁栄
5	千葉県私立高等学校	地理歴史(日本史A)	岩倉使節団と留守政府
6	千葉県公立中学校	社会(地理的分野)	自然災害と防災への取り組み
7	千葉県公立中学校	社会(地理的分野)	世界の人口分布と変化
8	千葉県公立中学校	社会(地理的分野)	日本の農業
9	埼玉県公立高等学校	地理歴史(日本史B)	新田開発と手工業
10	埼玉県公立高等学校	地理歴史(世界史B)	封建社会の成立・教会の権威
11	埼玉県公立中学校	社会(公民的分野)	平等権—共生社会を目指して—
12	東京都公立高等学校	地理歴史(日本史B)	大化の改新
13	東京都公立高等学校	地理歴史(日本史A)	身分制度の解体
14	東京都私立高等学校	地理歴史(日本史A)	律令国家への道

表2. 平成30年度、教職課程履修学生16名、教員採用試験受験者6名、教職関係就職者4名、
教職大学院進学者1名

教育実習校		担当教科(科目)	研究授業・本時の主題
1	栃木県公立高等学校	地理歴史(世界史B)	フランス革命：恐怖政治
2	千葉県公立高等学校	地理歴史(日本史B)	大仏はなぜ造られたのか
3	千葉県公立中学校	社会(歴史的分野)	近代革命の時代①
4	千葉県公立中学校	社会(歴史的分野)	第二次世界大戦の終結
5	千葉県私立高等学校	地理歴史(日本史B)	平城京
6	千葉県私立高等学校	地理歴史(地理A)	西アジア・北アフリカの自然環境と生活
7	千葉県私立中学校	社会(歴史的分野)	開国と不平等条約
8	埼玉県公立高等学校	地理歴史(日本史B)	足利義満の政治
9	埼玉県公立中学校	社会(地理的分野)	人々の生活に根付く宗教
10	埼玉県私立高等学校	地理歴史(日本史B)	民衆の負担
11	東京都公立高等学校	地理歴史(日本史B)	東アジア諸国との交渉
12	東京都公立高等学校	地理歴史(地理A)	国家同士のつながり
13	東京都公立高等学校	地理歴史(日本史A)	江戸前期・中期
14	東京都公立高等学校	地理歴史(世界史B)	産業革命後の産業化社会と労働運動
15	東京都私立中学校高等学校	地理歴史(日本史B)	藤原氏北家の繁栄
16	静岡県公立高等学校	地理歴史(日本史B)	民衆の負担

5. 淑徳大学人文学部生による総合的な人間力(資質能力)の自己評価

表3. は平成30年9月10日の教職実践演習第1回目の授業において調査したものである。ねらいは、どの指標が不十分であり、どの指標が良くできている、と学生が自己評価をしているかを把握し、不足している知識や技能の向上を図るとともに、出来ている点は更に伸ばして自信につなげることである。30項目の指標のうち、自己評価が低い「1」の項目を5つ選ぶ。また、自己評価が高い「5」の項目を5つ選ぶ、という方法で実施し調査対象学生は16名であった。

表3. 総合的な人間力(資質能力)を判定する30項目の指標

必要な資質能力の指標			「1」の 評価 人数	「5」の 評価 人数
項 目	項 目	指 標		
学校教育についての理解	教職の意義	教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解していますか。		
	教育の理念・教育史・思想の理解	教育の理念、教育に関する歴史・思想についての基礎理論・知識を習得していますか。		
	学校教育の社会的・制度的・経営的理解	学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。	7	
子どもについての理解	心理・発達論的な子ども理解	子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得していますか。		
	学習集団の形成	学習集団形成に必要な基礎理論・知識を習得していますか。		
	子どもの状況に応じた対応	いじめ、不登校、特別支援教育などについて、個々の子どもの特性や状況に応じた対応の方法を理解していますか。		

必要な資質能力の指標			「1」の 評価 人数	「5」の 評価 人数
項 目	項 目	指 標		
他者との協力	他者意見の受容	他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。		10
	保護者・地域との連携協力	保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。		5
	共同授業実施	他者と共同して授業を企画・運営・展開することができますか。		
	他者との連携・協力	集団において、他者と協力して課題に取り組むことができますか。		
	役割遂行	集団において、率先して自ら役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができますか。		
コミュニケーション	発達段階に対応したコミュニケーション	子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができますか。		
	子どもに対する態度	気軽に子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。		8
	公平・受容的態度	子どもの声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか。		6
	社会人としての基本	挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についていますか。		9
教科・教育課程に関する基礎知識・技能	社会科	これまで履修した社会科教育分野の科目の内容について理解していますか。		
	教科書・学習指導要領	教科書や中学校学習指導要領（社会編）の内容を理解していますか。	7	
	教育課程の構成に関する基礎理論・知識	教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。	5	
	道徳教育・特別活動	道徳教育・特別活動の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。		
	総合的な学習の時間	「総合的な学習の時間」の指導法や内容に関する基礎理論・知識を習得していますか。		
	情報機器の活用	情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。	5	
	学習指導法	学習指導法に係る基礎理論・知識を習得していますか。		
教育実践	教材分析能力	教材を分析することができますか。		
	授業構想力	教材研究を生かした社会科の授業を構想し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができますか。		
	教材開発力	教科書にある題材や単元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか。		
	授業展開力	子どもの反応を生かし、皆で協力しながら授業を展開することができますか。		
教育実践	表現技術	板書や発問、的確な話し方など授業を行う上での基本的な表現の技術を身に付けていますか。		
	学級経営力	学級経営案を作成することができますか。	10	
課題探求	課題認識と探求心	自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っていますか。		5
	教育時事問題	いじめ、不登校、特別支援教育などの学校教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見をもつことができますか。		

(2) 教職をめざす上で課題と考えている事項

--

6. 学習指導要領を意識して授業展開するにはどうするか？

「1」の評価が7名と多かった項目は、「教科・教育課程に関する基礎知識・技能」のうち、項目「教科書・学習指導要領」であり、その指標は「教科書や中学校学習指導要領（社会編）の内容を理解していますか。」というものであった。本学の学生が学習指導要領の内容について十分に理解していないということは、「教職概論」担当の筆者の落ち度ではないのか、また、「社会科教育法」と「地理歴史科教育法」の担当教員の指導が行き届いていなかったのではないかと反省させられた。

この課題の原因がどこにあるのか、学生たち自身が学習指導要領をどのように理解しているのか、その実態に迫るために、学生たちにグループ討議の論題を相談して決めさせた。その結果、グループ討議の論題は、「学習指導要領を意識して授業展開するにはどうするか？」となった。

(1) 論題「学習指導要領を意識して授業展開するにはどうするか？」

4人・5人・5人の3つのグループに分かれて20分間グループ討議を行い、10分間で200字小論文を執筆した。記録係による記録内容は、次の通りであった。

- 「今回の話し合いの結果、結論から言うと学習指導要領を意識する必要はあるのか、という見解に至った。そもそも教科書をもとに授業を構成すれば学習指導要領の基準は満たせるので、もし学習指導要領に則っていない場合は、教科書や学習指導要領の読み込みが足りないと考えられる。必要以上に学習指導要領を意識するよりも生徒が、「歴史的思考力」を培える意味のある授業を意識する方が重要ではないか。生徒主体の授業を心掛けていきたい。」
- 「今回の論題である学習指導要領は基準であり、展開するものではないという意見が出され、正論だと思った。学習指導要領の内容を再度確認することは、授業をしていく上で必要な内容項目は何であるかを明らかにすることであって、授業展開をどうするかとは別の問題であると思う。今回、指標に掲げられた「教科書や学習指導要領の内容」の部分が「1」の評価になった原因として私が考えたことは、教育実習生に教えるに値する知識が身に付いていなかったことが要因になるのではないかと考えた。また、学習指導要領は教育課程の基準であり、その内容が授業展開の土台になると思った。」
- 「今回の話し合いの中では、学習指導要領はあくまで教育課程の基準であって、授業の見本や手本になるものかという、それは難しいものであるという意見があった。学校教育の場で教師による勝手な内容の授業を防ぐために、この單元ではどの部分を重点的に行い、生徒にどの部分を考えさせるかということを記しているのが学習指導要領であって、そこをどう教えるかという授業展開は、一にかかって教師の工夫次第であると私は考える。学習指導要領は教師が授業展開を構想する上で理解しておかなければならない大事な拠り所であると思う。」

6

(2) グループ討議を踏まえて学生が記述した200字小論文

- 「学習指導要領に沿った授業を意識するにはどうするか、について話し合った。私の考えは、学習指導要領をくまなく読むことで、この問題が解決できると思う。実際に教育実習中は、学習指導要領の内容に沿って授業ができていたが、内容の取扱いに関しては進め方で差異が出た。内容を意識し過ぎたことで、指導方法の部分を見落としていたのが原因である。改善するには、まず学習指導要領を読み、印をつけるべきだと思う。」
- 「学習指導要領は、授業を行う上で必要とされている。私は目標をしっかりと読み、それを踏まえて教師が授業構成していくことが重要であると思う。例えば目標に書かれている「歴史的思考力」を養う

ためには、歴史資料の活用やグラフを見比べて分かったことを生徒に発表させる。私は教育実習において、写真から分かることを自由に生徒に発言させた。このように学習指導要領を活用するということは、目標をしっかりと捉えた上で、自分で資料を作り、生徒に具体的に考えさせ、「歴史的思考力」を養う指導を実践することだと思う。」

- 「私は学習指導要領そのものを意識するのではなく、学習指導要領を丁寧に読み、創意工夫のある授業を実施すべきであると考えている。学習指導要領では、内容の取扱いにも触れており、その内容を取り入れた授業展開を実施すれば、意識をしなくても、意識をしているような授業になるのではないだろうか。仮に物凄く学習指導要領の内容を意識した授業展開をする場合には、論文を多く読み知識を身に付けることが重要になってくる。なぜなら学習指導要領の内容は簡略的であるからだ。」
- 「学習指導要領を授業展開において意識するためには、まず学習指導要領の内容を理解する必要がある。学習指導要領をもとに年間指導計画を作成するには、学習指導要領の内容項目を配列することになる。内容項目にあるものは必要最低限であるため、授業を進めていく上での基準になる。今回の調査で学習指導要領の項目は評価「1」だったので、まずは学習指導要領の目的と内容を理解する必要があると感じた。次のステップとして、内容を組み込んで授業を作ることが大切になってくると感じた。」
- 「私は、そもそも学習指導要領を意識して授業展開する必要はないと考える。根底として学習指導要領を理解する必要はある。これがなければ授業でどこを目指せばいいのか分からない。全国である程度内容を統一させるには、学習指導要領は必要だし、教師はそれを理解しているべきだ。しかし、その内容を授業展開に持ってくることは、また話が別なのではないだろうか。テンプレートにのっとった授業では、生徒の理解を得られるとは思えない。生徒が理解する授業展開となるように、教師一人ひとりが工夫する必要があると考える。」
- 「今回の話し合いの中で、学習指導要領は必要ではあるが、授業展開の場面に応じて使用方法に工夫が必要である、という意見が出た。私はこの意見を聞き、改めて学習指導要領に準拠して授業を展開することは重要であるが、学校の特色や学級での生徒の反応に対応しながら授業展開をすることが重要であると思った。私は今回の話し合いにより、学習指導要領の必要性を再確認することができ、良かったと思う。」
- 「『学習指導要領を意識して授業展開するにはどうするか?』という論題であったが、そもそも学習指導要領はなぜ必要となるのか、という疑問に私は辿り着いた。学習指導要領は教育における最低限度の基準であり、頭の片すみに入れておく必要がある。もし学習指導要領がなくなれば、授業は教師個人の裁量に偏ってしまう。しかし、授業展開に当たっては教師の個性等を重視することが大切である。このことから私は、授業展開に当たっては学習指導要領を特別に意識し過ぎることは必要ないと考える。」
- 「私は学習指導要領は授業を行う上で大切な基盤となると思う。しかし、これに過度にとらわれる必要はないと考えている。学習指導要領に全てが全て沿ってしまったら、教員の色が損なわれてしまうのではないかと危惧する。実際に現在の教員も学習指導要領をあまり重要視しておらず、教師自身の経験を頼りにしている様子であった。しかし、学習指導要領の内容を理解しておかなければ、受験に臨む生徒に大きな不利益がでることが心配される。」
- 「学習指導要領は確かに教員として働く上で必要なものだと思う。しかし、必ずしも全てを授業展開に意識していく必要はないのではないかと考える。それを感じたのは、教育実習での現役教員の授業を見たときであった。それぞれの教師の指導に個性があり、独自の教材を利用する等の工夫がなされていた。それは学習指導要領ではなく、実際に私が授業づくりをする際に指導教員から教科書の内容

を教えても面白くないと言われた。長年の経験からそう言えるのだと考えた。」

- 「学習指導要領とは、国が定めた教育の最低水準であり、規定された順で授業を行う必要はないと定められている。しかし、この規定がなければ、教員個人の裁量によって生徒の学習内容に偏りが生まれてしまう。よって必要なものであるが、実際の教育現場で重視されているかと言われると、あまり重視されているとは言えない。このような現状を見ると、授業展開に困ったときに見ることで教育の質が下がることなく、最低水準を保つことができると考える。」

(3) 学生の学習指導要領に対する理解を補充深化するための基礎知識確認小テスト問題

- | |
|---|
| <p>① 学習指導要領一般編（試案）が出たのは、何年版か？</p> <p>② 中学校学習指導要領において、社会科が地理、歴史、公民の3分野制となったのは、何年版か？</p> <p>③ 高等学校学習指導要領において、社会科が地理歴史科と公民科に再編されたのは、何年版か？</p> <p>④ 学習指導要領は、教育課程の（ ）として文部科学大臣が（ ）するものである。</p> <p>⑤ 学習指導要領は、各学校が守らなければならない（ ）拘束力をもつ。</p> <p>⑥ 学習指導要領の英語表記は、何か？</p> |
|---|

7. 「1」の自己評価が多かった項目と「5」の自己評価が多かった項目について学生が設定した論題

(1) 学校教育の社会的・制度的・経営的理解

「1」の自己評価が7名と多かったのは、「学校教育についての理解」の中の項目「学校教育の社会的・制度的・経営的理解」であり、その指標は「学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得していますか。」というものであった。この指標についてグループ討議をする論題として、学生たちは「学校教育に必要な理論を定着するには、どうすればよいか？」を設定した。

(2) 教育課程の基礎理論・知識

「1」の自己評価が5名と多かったのは、「教科・教育課程に関する基礎知識・技能」の中の項目「教育課程の構成に関する基礎理論・知識」であり、その指標は「教育課程の編成に関する基礎理論・知識を習得していますか。」というものであった。この指標についてグループ討議をする論題として、学生たちは「教育課程についての知識理解を身に付けるには、どうすればよいか？」を設定した。

(3) 情報機器の活用

- 8 「1」の自己評価が5名と多かったのは、「教科・教育課程に関する基礎知識・技能」の中の項目「情報機器の活用」であり、その指標は「情報教育機器の活用に係る基礎理論・知識を習得していますか。」というものであった。この指標についてグループ討議をする論題として、学生たちは「情報機器を有効活用した授業を行うには、どうすればよいか？」を設定した。

(4) 学級経営案

「1」の自己評価が10名と一番多かったのは、「教育実践」の中の項目「学級経営力」であり、その指標は「学級経営案を作成することができますか。」というものであった。この指標についてグループ討議をする論題として、学生たちは「学級経営には経験が必要ですが、その経験を補うために、何をしますか？」を設定した。

(5) 社会人としての基本

「5」の自己評価が9名と多かったのは「コミュニケーション」の中の項目「社会人としての基本」であり、その指標は「挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身についていますか」というものであった。この指標についてグループ討議をするための論題として、学生たちは「果たして私たちは、社会人としての基本を身に付けているのか？」を設定した。

(6) 他者意見の受容

「5」の自己評価が10名と一番多かったのは、「他者との協力」の中の項目「他者意見の受容」であり、その指標は「他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができますか。」というものであった。この指標についてグループ討議をする論題として、学生たちは「他者からの理解を得るために必要なものは、何ですか？」を設定した。

(7) 保護者・地域との連携協力

「5」の自己評価が5名であったのは、「他者との協力」の中の項目「保護者・地域との連携協力」であり、その指標は「保護者や地域との連携・協力の重要性を理解していますか。」というものであった。この指標についてグループ討議をするための論題として、学生たちは「連携・協力が苦手な人に、どうしたらできるようになるか。」を設定した。

(8) 子どもに親しみを持った態度で接する

「5」の自己評価が8名と多かったのは、「コミュニケーション」の中の項目「子どもに対する態度」であり、その指標は「気軽に子どもと顔を合わせたり、相談に乗ったりするなど、親しみを持った態度で接することができますか。」というものであった。この指標についてグループ討議をするための論題として、学生たちは「生徒との適切な距離感をどう形成するか？」を設定した。

(9) 公平・受容的態度の基準

「5」の自己評価が6名であったのは、「コミュニケーション」の中の項目「公平・受容的態度」であり、その指標は「子どもの声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか。」というものであった。この指標についてグループ討議をするための論題として、学生たちは「公平・受容的態度の基準とは何か？」を設定した。これらの論題についてのグループ討議は、本稿を執筆している段階ではまだ授業が行われていないので割愛する。

学生たちが「1」の自己評価を下した「学習指導要領の理解」について、論題「学習指導要領を意識して授業展開するにはどうするか？」についてのグループ討議を筆者らは傾聴した。一人一人の発言を聞いて胸をなで下ろしたのは、どの学生も自らの教育実習における学習指導案作りを思い出しながら、学習指導要領に対する自己の見解を極めて適切に表現し、堂々と語り合う姿を確認することができた時であった。教育実習によって学生が大きく成長したことを実感することができた場面であった。

8. まとめ

(1) 「教職実践演習」による授業力の向上

「教職実践演習」において取り組んだグループ討議、ロールプレイ、基礎知識の確認小テスト、教育実践記録の執筆を通して、学生たちの気づきや学びにどのような成果が見られたか、を明らかにすることを本稿の課題として設定した。しかし、後期に開設されている「教職実践演習」の終了日が平成31年1月7日であり、「教育実習事後指導」が実施されるのは平成31年1月30日であるため、この課題についての考察が未完であることをお断りしなければならない。別稿において「教職実践演習」による授業力の向上の成果について考察したいと考えている。

(2) 学生の授業力向上のための指導体制の整備

大学教育は「単位制」で成立し、教員免許資格はその総計59単位を取得することによって認定されることになっている。これまでの4年間の本学部における教職指導組織の反省点は、教職担当教員が「単位制」に縛られるあまり、1年次前期に「教職概論」(2単位)を担当したあと、3年次後期の集中講義「教育実習事前指導」を担当するまで、教職課程履修学生と対話する機会がほとんどないまま2年半以上の空白期間を過ごしてしまったことである。授業以外に教職指導に関わる機会が無かったといえる。

4年次の5月になり「教育実習」校への訪問指導をするに当たり、担当する教育実習生と2年半振りに顔を合わせたというのが、偽らざる恥ずかしい実態であった。教育実習終了後、平成30年1月になって「教育実習事後指導」(1単位)と「教職実践演習」(2単位)を集中講義方式で行い、辛うじて卒業単位認定に間に合わせるという綱渡りの運営であった。カリキュラム編成上、教職科目は全く隅っこに追いやられた取り扱いであったといっても過言ではない。

このように2年半以上もの隙間を学生たちとの間に生じさせてしまった教職課程の指導体制を抜本的に見直すことが喫緊の課題となった。この解決策として、教職担当教員が「単位制」による正課の授業の外に、平成30年度からは毎週火曜日を教職指導日に設定し、場所も7号館の2階に確保し、教職履修学生の修学を支援することになった。教職担当教員が学生支援部・ゼミ担当教員と連携・協働して、学生の授業力向上に努める指導体制が始動したことに感謝している。

早速、平成30年度の教職指導日に取り組んだ4回の「教育実習」検定の一部分を、次に資料として掲載する。

9. 資料、教職指導日(火曜日)に実施した「教育実習」検定

(1) 第1回「教育実習」検定の範囲(4月10日)

1. 教育基本法 教育の目的(第1条)
2. 地方公務員法 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(第32条)
3. 学習指導要領に係る法令(学校教育法施行規則第52条)
4. 中学校の授業時数(学校教育法施行規則第73条)
5. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」第1 目標
6. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」第2 各分野の目標及び内容(地理的分野)「2 内容」の(1)ウ「世界の諸地域」の各州について
7. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」第2 各分野の目標及び内容(歴史的分野)「2 内容」の(1)「歴史のとらえ方」の「アで歴史上の人物とその時代の建造物について
8. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」第2 各分野の目標及び内容(公民的分野)「2 内容」の(3)「私たちの政治」の「アで天皇の国事に関する行為について
9. 中学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」第2 内容の「A 主として自分自身に関すること」の5項目
10. 中学校学習指導要領 第4章「総合的な学習の時間」第1 目標
11. 中学校学習指導要領 第5章「特別活動」第1 目標

切磋琢磨して「教育実習」をしっかりと受ける態勢づくりをしていきましょう。

(2) 第2回「教育実習」検定の範囲

3年間に学んだ教職科目、教育実習事前指導で学んだ事柄の中から10問、出題します。テストの範囲は、下記の通りで70点以上が合格です。不合格の場合は、合格になるまで繰り返します。

1. 教育心理学における「学習」の定義と著名な理論について
2. 教育心理学における「動機付け」の分類について
3. 学校現場で利用されるロジャーズの理論について
4. 「中等教育実習」の意義 4つ (テキスト p.23)
5. 中央教育審議会答申 (テキスト p.9、p.10)
6. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」第2 各分野の目標及び内容 (地理的分野)「2 内容」の(2)イ「世界と比べた日本の地域的特色」の日本の地形の特色について
7. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」第2 各分野の目標及び内容 (歴史的分野)「2 内容」の(5)「近代の日本と世界」のエ、近代産業の発展に関わる製糸工場について
8. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」第2 各分野の目標及び内容 (公民的分野)「2 内容」の(3)「私たちの政治」のイ、議会制民主主義に関わる衆議院の権限について
9. 教育基本法 教員 (第9条)
10. 地方公務員法 服務 (第30条、31条、33条、34条、35条、36条、37条、38条)

(3) 第2回「教育実習」検定問題 (4月17日)

下の【 】から適語を選び記入せよ。

1. 「学習」の定義と著名な理論について

学習とは、経験によって比較的()のある行動の()のことを言う。学習に関する理論の内、連合説としては、パブロフの()と、スキナーによる()、ソーンダイクの試行錯誤説などがある。

【 変容 オペラント条件付け 永続性 古典的条件付け 】

2. 「動機付け(モチベーション)」の分類について

動機付けは、大きく()動機付けと、()に分けられる。そのうち、()動機付けは、個人の知的好奇心などが基となっており、活動が継続されやすい。

【 外発的 内発的 】※どちらか一方の選択肢を2回使用してください。

3. 「カウンセリング」について

教育現場において、教員の児童生徒に対する態度として求められるものとして、()がある。これはロジャーズの()における人間関係の在り方を目指すものである。

【 カウンセリングマインド クライアント中心療法 】

4. 「中等教育実習」の意義

- ① 理論と()をつなぐ場
- ② 教育への()を確認する場
- ③ ()としての態度を確立する場
- ④ ()を身に付ける場

【 教育者 実践的指導力 実践 情熱 】

5. 中央教育審議会答申

教員が高度専門職業人として認識されるために、()の確立が強く求められる。このため、これからの教員には、()に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる()を、生涯にわたって高めていくことのできる力も必要とされる。

教員が上記のように新たな課題等に対応できる力量を高めていくのみならず、()の考え方の下、教員は多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、教員とこれらの者がチームとして組織的に諸課題に対応する……

【 チーム学校 資質能力 学び続ける人間像 自律的 】

6. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」(地理的分野)「世界と比べた日本の地域的特色」を説明したものを一つ選べ。

- () 近年、工業が急成長し、世界の工場といわれている。
- () 小さな島国で資源も乏しいので世界の多くの国との貿易が盛んである。
- () 原油埋蔵量が世界有数の国で、日本はこの国からたくさんの原油を輸入している。

7. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」(歴史的分野)「近代産業の発展に関わる製糸工場」の名称を答えよ。

1871年(明治4)から建設に着工し、翌年から開業した官営器械製糸場で、機械類はフランスから輸入した。女工210余人は士族の娘や身元のしっかりした者を各地から選び、外国人技師の指導によって進んだ技術を学ばせた。そして、それぞれ地域に帰って指導者となって活躍した。世界遺産に登録された群馬県の製糸工場の名称は、何か。()

8. 中学校学習指導要領 第2章 第2節「社会」(公民的分野)「議会制民主主義に関わる衆議院の権限」について、衆議院の議決が優先されるものに○、そうでないものに×をつけよ。

- () 予算の議決 () 条約の承認 () 内閣総理大臣の指名
- () 法律案を衆議院が出席議員の3分の2以上で再可決したとき成立
- () 衆議院は内閣を不信任して、総辞職に追い込むことはできない

9. 教育基本法 教員(第9条)条文の()に当てはまる語を【 】から選び記入せよ。

【 修養 研究 使命 使命 職責 身分 】

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な()を深く自覚し、絶えず()と()に励み、その()の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その()と職責の重要性にかんがみ、その身分は()は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

10. 地方公務員法 服務(第30条、31条、33条、34条、35条、36条、37条、38条)

【 専念 公共の利益 信用 服務 不名誉 勤務時間 秘密 】

第30条(服務の根本基準)「すべて職員は、全体の奉仕者として()のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに()しなければならない。」

第31条(服務の宣誓)「職員は、条例の定めるところにより、()の宣誓をしなければならない。」

第33条(信用失墜行為の禁止)「職員は、その職の()を傷つけ、又は職員の職全体の()となるような行為をしてはならない。

第34条(秘密を守る義務)「職員は、職務上知り得た()を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第35条(職務に専念する義務)「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その()及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

参考文献

- (1) 田中洋平・土井進(2018)『『師道塾』における実践的指導力の基礎の錬磨—中学校社会科・高等学校地理歴史科の模擬授業を通して—』『淑徳大学人文学部研究論集』第3号、pp.75-84
- (2) 文部科学省初等中等教育局 教職員課『教職課程認定申請の手引き』「履修カルテについて」「履修カルテ②〈自己評価シート〉」を参照して、筆者が「表3. 総合的な人間力(資質能力)を判定する30項目の指標」を作成した。
- (3) 吉森丹衣子(2016)「スクールカウンセラー」斎藤富由起・守谷賢二(編)『教育相談の最前線—歴史・理論・実践—』八千代出版 V-5、pp.204-208
- (4) 土井進・鈴木織恵・田中洋平(2016)『踏み出そう!教職への第一歩 中等教育実習事前事後指導 中学校社会科 高等学校地理歴史科』淑徳大学人文学部
- (5) 教職課程運営委員会編(2018)『淑徳大学人文学部の教職課程研究』第1集、淑徳大学人文学部

謝辞

平成30年8月27日、28日に行われた第12回大巖寺研修において、総合福祉学部のSusan M. Williams教授とお話する機会があった。本稿の英文タイトルは、Susan M. Williams教授に添削していただいたものである。ここに記して深く感謝申し上げる。